

## ②原子力災害からの復旧・復興

# 原子力発電所事故による避難指示について

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

平成26年4月1日：田村市

平成26年10月1日：川内村（避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）

平成27年9月5日：楡葉町

平成28年6月12日：葛尾村※

平成28年6月14日：川内村

平成28年7月12日：南相馬市※

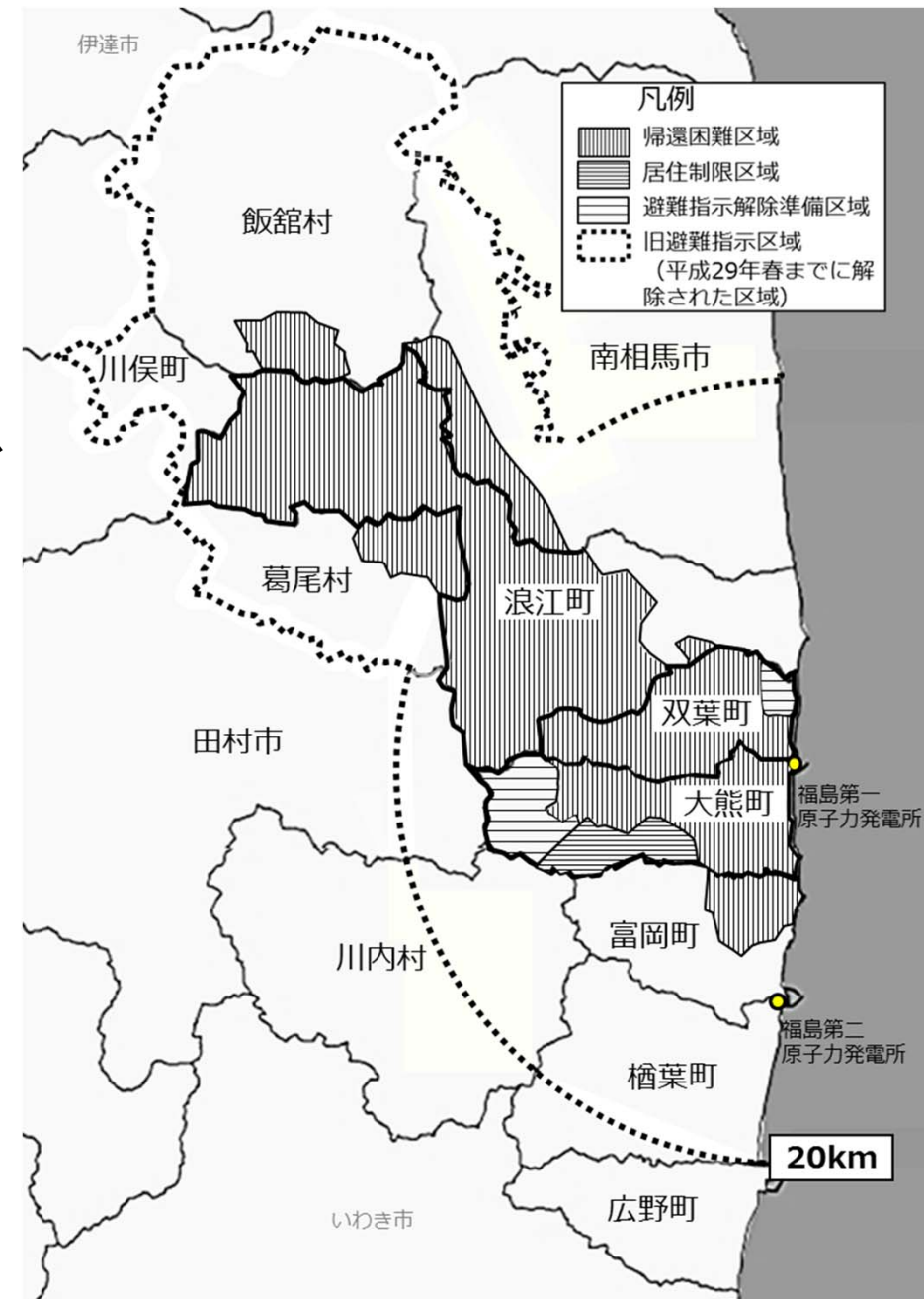
平成29年3月31日：川俣町、飯舘村※、浪江町※

平成29年4月1日：富岡町※

※ 帰還困難区域を除く。

## 「見直し後の避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域



(29年4月1日現在)

# 避難指示区域等における営農再開の状況

市町村	水稲（）内は平成29年度作付面積				野菜	畜産	花き（）内は平成28年度作付面積
	試験栽培	実証栽培	全量生産出荷管理	作付再開			
飯館村			29年産 (8.2ha)		避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除（29年3月）	肉用牛の再開（29年3月～） 水田放牧の実証（29年6月～）	コギクの実証栽培・販売（29年度） カスミソウ、トルコギキョウ等の販売（29年度）
南相馬市				26年産～ (2,187ha)	避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除（28年3月）	飼料作物の実証栽培（26年度～） 原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（28年12月）	トルコギキョウ生産部会の設立（27年度） (116a)
旧避難指 示区域			29年産 (23.0ha)				
川俣町		25年産～ (8.0ha)			出荷制限解除 (28年3月)	豚の再開（26年8月～） 飼料作物の実証栽培（28年度～） 肉用牛の再開（29年4月～）	トルコギキョウの実証栽培（25年度）、全農家で栽 培再開（26年度～）（211a） リンドウの実証栽培（26年度）、販売（27年度～） (20a)
浪江町		26年産～ (2.4ha)			避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除（29年3月）	飼料作物の実証栽培（27年度～）	トルコギキョウの販売（26年度～）（17a） リンドウの実証栽培（26年度）、販売（27年度～） (25a)
葛尾村			29年産 (9.1ha)		避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除（28年3月）	牧草の実証栽培（26年度～） 原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（28年12月） 肉用牛の再開（29年3月～）	トルコギキョウの実証栽培・販売（29年度）
田村市 (20 km圏 内)			25年産～ (381ha)		出荷制限解除 (25年3月)	都路地区で肉用牛の再開（26年5月） 牧草の実証栽培（27年度～） 原乳の出荷制限解除（福島第一原発から半径20km圏内の 区域）（28年12月）	リンドウの実証栽培（27年度）、販売（28年度～） (35a)
大熊町	26年産～ (0.08ha)				避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除（29年3月）		
川内村			25年産～ (193ha)		出荷制限解除 (27年2月)	飼料作物の実証栽培（26年度～） 原乳の出荷制限解除（福島第一原発から半径20km圏内の 区域）（28年12月）	トルコギキョウの実証栽培・販売（25年度～） (15a） リンドウの実証栽培（26年度）、販売（27年度～） (40a)
富岡町		26年産～ (5.4ha)			パレイシヨの実証栽培 (27年度～) 避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除（29年3月）	飼料作物の実証栽培（28年度～）	
楢葉町			28年産～ (32ha)		出荷制限解除 (27年2月)	牧草の実証栽培（26年度～） 肉用牛の再開（28年11月） 原乳の出荷制限解除（福島第一原発から半径20km圏内の 区域）（28年12月）、原乳の出荷（29年1月）	トルコギキョウ等の実証栽培・販売（27年度～） (6a)
広野町			25年産～ (163ha)		出荷制限解除 (23年11月)		キクの販売（25年度～）（10a） コギク等の実証栽培・販売（26年度～）（11a） カンパニユロの販売（27年度～）（1a）

(注) このほか、川内村で、25年産からそばの作付が再開されている。（平成28年産の作付面積79ha）

# 福島県における産地の取組事例

## あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

### 【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【27年産】 907トン出荷  
 【28年産】 1,154トン出荷  
 【29年産】 1,354トンを目指  
 (震災前平成22年産出荷量1,423トンの約9割)



## トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

### 【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

【28年産】  
 約2haで栽培  
 (震災前平成22年  
 栽培面積3.2haの約7割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

## 復興牧場での酪農の再開（福島市・27年12月）

### 【復興牧場の設立】

原発事故による避難指示により休業していた酪農の2グループが酪農団体や企業の支援を受け、避難先の福島市内でそれぞれ復興牧場を設立。

【ミネロファーム】  
 24年10月から出荷を再開。  
 30年1月末現在、147頭を飼養。  
 【フェリスラテ】  
 27年12月から出荷を再開。  
 30年1月末現在、658頭を飼養。



フェリスラテ施設全景

## 米の作付再開（被災12市町村）

### 【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、29年産米では、約3,000haで米の作付が本格的に再開。

【27年産】 約1,400 ha  
 【28年産】 約2,500 ha  
 【29年産】 約3,000 ha





# 原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。

避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年3月31日時点)

	田村市	檜葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	600	2,100	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

## 農地除染

(帰還困難区域以外は完了)



## 営農再開に向けた 条件整備



## 営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
  - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ **除染後農地等の保全管理**
  - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ **鳥獣被害防止対策**
  - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ **営農再開に向けた作付実証**
  - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
- ◆ **水稻の作付再開支援**
  - 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ **放射性物質の吸収抑制対策**
  - カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
  - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
  - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ **新たな農業への転換**
  - 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

# 実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のは場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培(※)、表土の削り取り(未耕起圃場) (※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。	 反転耕(畑、水田、牧草地)	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り(畑、水田、牧草地)	 水による土壌攪拌・除去(水田)
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

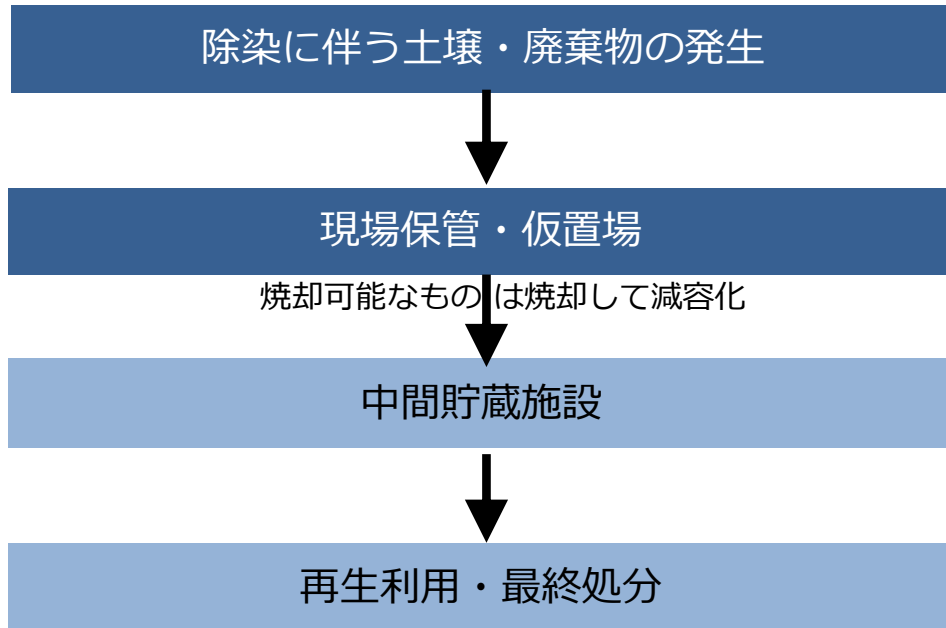
# 農地・森林を計画的に除染

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）については市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、これまでにほぼ作業が完了している。今後、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が本格化。

## 福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）  
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）  
ほぼ完了（29年12月末時点）

## 福島県における除去土壌等の処理（イメージ）



### ○中間貯蔵施設用地の取得状況（29年12月末時点）

全体面積	契約済み	割合
1,600ha	775ha	48%

### ○中間貯蔵施設の搬入状況（29年12月末時点）

除去土壌等の推計発生量	27～28年度	29年度
約1,600万～約2,200万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	約23万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	約36万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>



# ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

## 福島県のため池調査結果

### 水質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Csともに1Bq/L

### 底質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,499	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

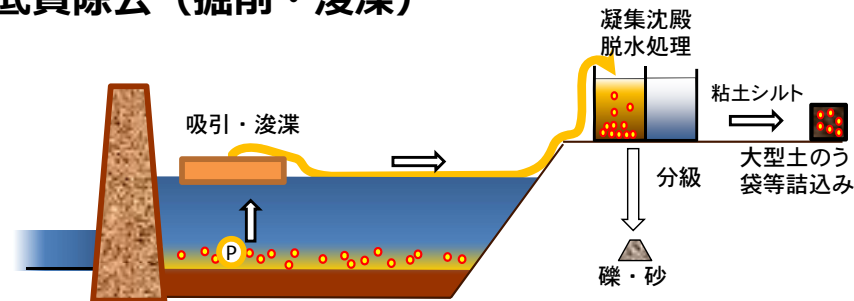
## ため池の放射性物質対策工法の例

### ①底質の原位置固定（固化・反転）



放射性セシウム濃度の高い底質を固化材を使用して固化する工法や、高濃度の底質（表層）と低濃度の底質（下層）をそれぞれ土壌改良して上下で入れ替える（反転）工法がある。底質からの巻き上がりや、底質からの溶出を抑制する。

### ②底質除去（掘削・浚渫）



放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。工法としては、重機を用いた掘削除去とポンプ等での浚渫除去がある。また、除去した土壌の分級、脱水等を行う。



# 避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

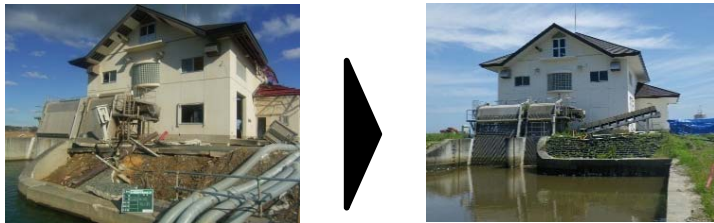
避難指示解除準備区域等の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

## これまでの主な取組

(平成29年4月1日時点)

### 農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。5 機場は本格運転が可能。残りの2 機場は平成30年度まで、1 機場は平成32年度までに段階的に復旧予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

### 農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、農地の除染と農地整備を一体的に実施。モデル地区のうち、川俣町は完了し、郡山市は実施中。



## 今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。(早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。)
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。

# 農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

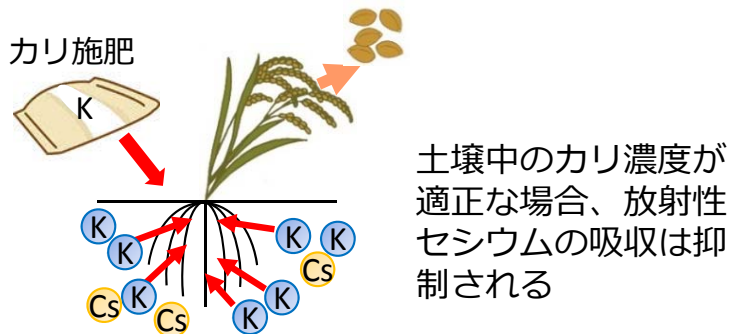
引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

## 米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。

基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

### カリ施肥による稲の吸収抑制対策



カリウム散布状況

## 畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を実施。

牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値  
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

### 牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- 反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

## きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

### 具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の導入支援



放射性物質の防除施設（ほだ木洗浄機械等）の整備

# 農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、基準値超過割合は年々低下。きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

## 農林水産物の放射性物質の検査結果<sup>注1</sup>（17都県<sup>注2</sup>）（平成30年1月30日現在）

品目	～23年度末 基準値 超過割合 <sup>注3</sup>	24年度 基準値 超過割合 <sup>注4</sup>	25年度 基準値 超過割合 <sup>注4</sup>	26年度 基準値 超過割合 <sup>注4</sup>	27年度 基準値 超過割合 <sup>注4</sup>	28年度 <sup>注4</sup>		29年度（～平成30年1月30日） <sup>注4</sup>		基準値超過品目
						基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	29年度 （28年度）
農 畜 産 物	米 <sup>注5</sup>	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	0.00002 %	0 %	0 % ( 1,026万 )	0%	0 ( 982万 )	—
	麦	4.8 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 ( 239 )	0%	0 ( 189 )	—
	豆類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	0.1 %	0 %	0 ( 957 )	0%	0 ( 489 )	—
	野菜類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 %	0 %	0 ( 10,810 )	0%	0 ( 7,337 )	—
	果実類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 %	0 %	0 ( 2,155 )	0.07%	1 ( 1,537 )	クリ (一)
	茶 <sup>注6</sup>	8.6 %	1.5 %	0 %	0 %	0 %	0 ( 102 )	0%	0 ( 81 )	—
	その他 地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 %	0.1 %	0 ( 480 )	0%	0 ( 327 )	—
	原乳	0.4 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 ( 1,420 )	0%	0 ( 658 )	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.005 %	0 %	0 %	0 %	0 ( 212,086 )	0%	0 ( 178,961 )	—
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	1.2 %	1.0 %	0.7 %	69 ( 9,241 )	0.7%	54 ( 7,393 )	原木シイタケ、コシアブラ等6品目 (コシアブラ、タラノメ等9品目)
水産物	17 %	5.6 %	1.5 %	0.5 %	0.07 %	0.06 %	11 ( 18,166 )	0.08%	11 ( 14,081 )	イワナ、ヤマメ、ブラウントラウト (イワナ、ヤマメ等5品目)
<b>農林水産物計</b>	<b>3.4 %</b>	<b>0.02 %</b>	<b>0.005 %</b>	<b>0.002 %</b>	<b>0.001 %</b>	<b>0.001 %</b>	<b>80 ( 1,052万 )</b>	<b>0.001%</b>	<b>66 ( 1,003万 )</b>	～23年度末検査総数139,376点 24年度検査総数：1,059万点 25年度検査点数：1,130万点 26年度検査点数：1,126万点 27年度検査点数：1,077万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

(注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態ですべて500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。

(注6) 24年度以降の茶は、飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。



平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

## 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

### ◆ 体制

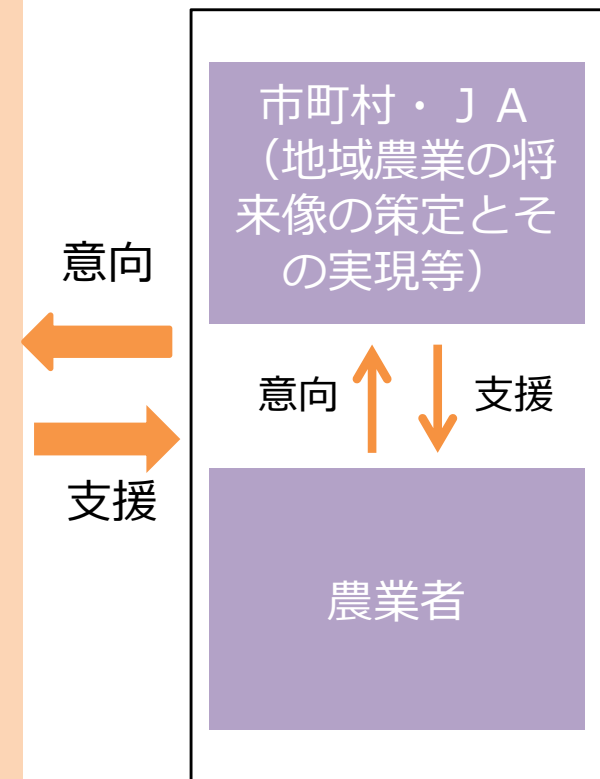
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

### ◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

### ◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援





(平成30年2月15日現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	1,232件
農業者訪問件数	1,105件
6次産業化等のコンサルティング件数	13件

## 人・農地プランの策定支援

### 【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区（29年3月避難指示解除）

### 【経緯】

- ①町が山木屋地区の農業者に「人・農地プラン」の作成を説明（平成26年4月）
- ②町が農業者の意向を調査（平成28年7月）
- ③調査結果を踏まえて、町が「人・農地プラン」を作成（平成29年2月）

### 【営農再開グループの支援】

東北農政局が平成28年4月から職員を町に派遣し、福島県農業普及組織とともに、プランの策定を支援

## 農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

### 【対象農業者】

福島県飯舘村のいちご農業者

### 【経緯】

- ①東日本大震災により、一時的に営農活動を中止
- ②平成29年5月から出荷開始。直販の割合を高めたいと考えていたが、販路確保に苦慮
- ③営農再開グループに対し、支援を要望

### 【営農再開グループの支援】

福島県農業普及組織が栽培技術を指導し、福島機構が市場開拓と業務改善の専門家を派遣。

# 被災12市町村の農業者訪問の取組

被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施している。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～12月）
対象	認定農業者522名	農業者1,012名（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444名（訪問した農業者全体の85%）</li><li>・ 営農再開に向けた主な意見・要望は、<ol style="list-style-type: none"><li>①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設</li><li>②風評対策や販路の確保への支援</li><li>③担い手不足や雇用労働力の確保の支援</li><li>④集落営農への支援</li><li>⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援</li></ol></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、412名（訪問した農業者全体の41%）</li><li>・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、労働力確保</li><li>・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧</li><li>・ 再開意向のない者のうち、農地の出し手は1割、今後出し手となる意向のある者は7割</li></ul>

被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

## 原子力被災12市町村農業者支援事業

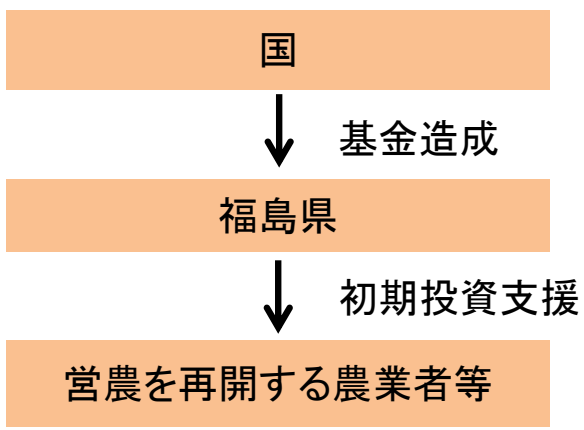
### ■対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

### ■補助率

3 / 4

### ■資金の流れ



### ■補助対象経費

- ・ 農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・ 農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・ 果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・ 肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

### ■補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）

